

重要事項説明書
(介護老人保健施設)

社会福祉法人 希望会
枚方老人保健施設 のぞみ

あなた（又はあなたの家族）が入所しようと考えている指定介護老人保健施設について、契約を締結する前に知っておいていただきたい、施設概要及び提供するサービスの内容等、入所していただくにあたってご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「枚方市指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成２５年枚方市条例第５１号）」の規定に基づき、指定介護老人保健施設サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

１．運営法人

法 人 名	社会福祉法人 希望会
法人所在地	枚方市東中振２丁目１７番１３号
連 絡 先	電話番号 ０７２－８５７－３３３７（緊急連絡先）０８０－３２７５－６７９４ ファックス ０７２－８３５－２２７７
代表者氏名	理事長 二股 修

２．施設概要

施設の種類	指定介護老人保健施設				
施設の名称	枚方老人保健施設のぞみ				
施設の目的	要介護状態にある入所者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう援助するとともに、入所者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、入所者に対し日常生活を営むために必要な居室及び教養施設等を使用させ、心身の機能維持、回復を図ることを目的とする。				
建物の構造	RC 造り 地上 3 階建				
設備関係			客室	入所定員	備考
	居室	個 室	1 室	1 人	個 室
		2 人部屋	5 室	1 0 人	多床室
		4 人部屋	2 1 室	8 4 人	多床室
		合 計	2 7 室	9 5 人	定 員
	浴 室		一般浴槽、車椅子特殊浴槽、特殊機械浴槽		
	食堂兼娯楽室		2 室		
	機能訓練室		1 室		
併設事業	(介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 通所リハビリ・訪問リハビリテーション 居宅介護支援事業所				
施設の住所	枚方市田口山 1 丁目 7 番 1 号				
連絡先	電話番号 0 7 2 - 8 5 7 - 2 5 2 5 ファックス 0 7 2 - 8 5 7 - 0 1 8 0				

施設長氏名	二股 将
運営方針	①この施設が実施する事業は、入所者が要介護状態となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて入所者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び入所者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。 ②入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに常に扶養者もしくはその家族との連携を図るものとする。 ③当施設は、原則として入所者に対し身体拘束は行わない。ただし、自傷他害の恐れがある等の緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は、施設長が判断し、本人又は扶養者若しくはその家族の同意を得た上で、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当施設の医師がその容態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとする。
入所定員	95名（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を含む）

3. 入所対象者

- (1) 当施設に入所できる方は、要介護度1以上の方が対象となります。
- (2) 入所時に要介護認定を受けている方であっても、入所後に要介護認定者でなくなった場合は、施設を退所していただくことになります。

4. (1) 職員の配置状況（短期入所療養介護との兼務を含む）

令和6年11月1日現在

職種	基準配置人数	実配置人数	常勤換算人数	常勤非常勤内訳	兼務関係
管理者	1	1	1	常 勤 1 人	特養施設長と兼務
医師	1	1	1	非常勤 3 人	
介護支援専門員	1	2	1.3	常 勤 2 人	相談員と兼務
支援相談員	1	2	1.7	常 勤 2 人	
看護職員	9	20	14.47	常 勤 9 人 非常勤 11 人	
理学療法士等 作業療法士 言語療法士	1	6 4 2	3.07 2.04 0.87	常 勤 2 人 非常勤 4 人 常 勤 1 人 非常勤 3 人 非常勤 2 人	
介護職員	入所 23	35	33.12	常 勤 25 人 非常勤 10 人	
管理栄養士	1	2	2	常 勤 2 人	
薬剤師		1	0.61	非常勤 1 人	

(2) 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者の職務を代行する。
医師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
介護支援専門員	施設サービス計画の作成等、入所者の介護支援に関する業務を行う。
支援相談員	入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行う。
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務を行う。
理学療法士等	リハビリテーションプログラムを作成し、運動療法、日常生活動作訓練、物理的療法等の訓練を実施するほか療養指導を行う。
介護職員	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
管理栄養士	食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行う。
薬剤師	医師の指示に基づき、調剤、薬剤管理及び服薬指導を行う。
その他職員	事務等、その他業務を行う。

5. サービス内容

サービスの種類	サービスの内容								
施設サービス計画の作成	1 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画を作成します。 2 作成した施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。 3 施設サービス計画を作成した際には、入所者に交付します。 4 計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。								
食 事	①栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ②入所者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則とします。 ③食事時間 <table border="1"> <tr> <td>朝 食</td><td>7：30～8：00</td></tr> <tr> <td>昼 食</td><td>12：00～12：30</td></tr> <tr> <td>おやつ</td><td>15：00～15：30</td></tr> <tr> <td>夕 食</td><td>18：00～18：30</td></tr> </table>	朝 食	7：30～8：00	昼 食	12：00～12：30	おやつ	15：00～15：30	夕 食	18：00～18：30
朝 食	7：30～8：00								
昼 食	12：00～12：30								
おやつ	15：00～15：30								
夕 食	18：00～18：30								

入 浴	①入浴又は清拭を週２回以上行います。 入所者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振替にて対応します。 ②寝たきりの状態であっても特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
排 泄	排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限利用した援助を行います。
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他自立への支援	①寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。 ②清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。

6. 利用料金

(1) 食費・居住費

利用者 負担段階	居住費(多床室) 負担限度額	居住費(個室) 負担限度額	食費 負担限度額	合計(多床室) 利用者負担額	合計(個室) 利用者負担額
第１段階	0 円／日	550 円／日	300 円／日	300 円／日	850 円／日
第２段階	430 円／日	550 円／日	390 円／日	820 円／日	940 円／日
第３段階①	430 円／日	1,370 円／日	650 円／日	1,080 円／日	2,020 円／日
第３段階②			1,360 円／日	1,790 円／日	2,730 円／日
第４段階	620 円／日	1,690 円／日	1,800 円／日	2,420 円／日	3,490 円／日

※１ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方にとっては、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

※２ 居住費については、外泊中でも料金をいただきます。ただし、外泊中のベッドを利用者の同意を得た上で、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護に利用する場合は、入所者から居住費はいただきません。

(2) 基本料金

施設利用料（要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下の金額は、1日あたりの自己負担分です。

区分・要介護度			基本単位	利用料 (10 割)	利用者負担額		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
老 健 I	ii	要介護1	788	8,234 円	824 円	1,647 円	2,471 円
		要介護2	763	9,018 円	902 円	1,804 円	2,706 円
		要介護3	928	9,697 円	970 円	1,940 円	2,910 円
		要介護4	985	10,293 円	1,030 円	2,059 円	3,088 円
		要介護5	1040	10,868 円	1,087 円	2,174 円	3,261 円
	iv	要介護1	871	9,101 円	911 円	1,821 円	2,731 円
		要介護2	947	9,896 円	990 円	1,980 円	2,969 円
		要介護3	1014	10,596 円	1,060 円	2,120 円	3,179 円
		要介護4	1072	11,202 円	1,121 円	2,241 円	3,361 円
		要介護5	1125	11,756 円	1,176 円	2,352 円	3,527 円

※1 病院又は診療所への入院要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、上記利用料を算定せず1日あたり362単位（利用料：3,782円、1割負担：379円、2割負担：757円、3割負担：1,135円）を算定します。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しません。

※2 入所者に対して居宅における外泊を認め、当施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として上記利用料は算定せず1日あたり800単位（利用料：8,360円、1割負担：836円、2割負担：1,672円、3割負担：2,508円）を算定します。ただし、※1を算定している場合若しくは、外泊の初日及び最終日は算定しません。

※3 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の97/100となります。

※4 ユニット型においては、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置し、日中はユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していない場合は、上記金額の97/100となります。

※5 身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※6 事故発生の防止又はその再発防止のために、指針の整備や研修の実施などを行っていない場合は、1日につき5単位を減算します。

※7 栄養管理について、入所者の栄養状態の維持・改善を図り、入所者に応じた栄養管理を計画的に行っていない場合は、1日につき14単位を減算します。

※8 次いずれかに該当する利用者に対しては、介護老人保健施設費（I）ivを算定します。

イ 感染症等により、従来型個室への利用の入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

ロ 療養室の面積が8.0m²以下の従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

※9 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。

※10 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の 97/100 となります。

(3) 各種利用料金

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
夜勤職員配置加算	24	250 円	25 円	50 円	75 円	1 日につき
短期集中リハビリテーション 実施加算（Ⅰ）	258	2,696 円	270 円	540 円	809 円	1 日につき
短期集中リハビリテーション 実施加算（Ⅱ）	200	2,090 円	209 円	418 円	627 円	1 日につき
認知症短期集中リハビリテー ション実施加算（Ⅰ）	240	2,508 円	251 円	502 円	753 円	1 日につき
認知症短期集中リハビリテー ション実施加算（Ⅱ）	120	1,254 円	126 円	251 円	377 円	1 日につき
認知症ケア加算	76	794 円	80 円	159 円	239 円	1 日につき
若年性認知症入所者受入加算	120	1,254 円	126 円	251 円	377 円	1 日につき
ターミナルケア加算	80	836 円	84 円	168 円	251 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	160	1,672 円	168 円	334 円	502 円	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	820	8,569 円	857 円	1,714 円	2,751 円	死亡日以前 2 日また は 3 日（前日及び 前々日）
	1650	17,242 円	1,725 円	3,449 円	5,173 円	死亡日
特別療養費	所定単位	単位数×10	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	
療養体制維持特別加算（Ⅰ）	27	282 円	29 円	57 円	85 円	1 日につき
療養体制維持特別加算（Ⅱ）	57	595 円	60 円	119 円	179 円	1 日につき
在宅復帰・在宅療養支援機能 加算（Ⅰ）	51	532 円	54 円	107 円	160 円	1 日につき
在宅復帰・在宅療養支援機能 加算（Ⅱ）	51	532 円	54 円	107 円	160 円	1 日につき

初期加算Ⅰ	60	627 円	63 円	125 円	189 円	入所した日から 30 日 以内の期間(1 日につ き)
初期加算Ⅱ	30	313 円	32 円	63 円	94 円	入所した日から 30 日 以内の期間(1 日につ き)
退所時栄養情報連携加算	70	731 円	74 円	147 円	220 円	1 回につき(1 月につき 1 回を限度)
再入所時栄養連携加算	200	2,090 円	209 円	418 円	627 円	1 回につき(1 人につき 1 回が限度)
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450	4,702 円	471 円	941 円	1,411 円	1 回につき
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480	5,016 円	502 円	1,004 円	1,505 円	1 回につき
試行的退所時指導加算	400	4,180 円	418 円	836 円	1,254 円	1 月につき(3 月間に 1 月 1 回を限度に)
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500	5,225 円	523 円	1,045 円	1,568 円	1 回につき
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250	2,612 円	262 円	523 円	784 円	1 回につき
入退所前連携加算(Ⅰ)	600	6,270 円	627 円	1,254 円	1,881 円	1 回につき
入退所前連携加算(Ⅱ)	400	4,180 円	418 円	836 円	1,254 円	1 回につき
訪問看護指示加算	300	3,135 円	314 円	627 円	941 円	1 回につき
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100	1,045 円	105 円	209 円	314 円	1 月につき(R7 年 3 月 31 日まで)
栄養マネジメント強化加算	11	114 円	12 円	23 円	35 円	1 日につき
経口移行加算	28	292 円	30 円	59 円	88 円	1 日につき
経口維持加算(Ⅰ)	400	4,180 円	418 円	836 円	1,254 円	1 月につき
経口維持加算(Ⅱ)	100	1,045 円	105 円	209 円	314 円	1 月につき
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	940 円	94 円	188 円	282 円	1 月につき
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	1,149 円	115 円	230 円	345 円	1 月につき
療養食加算	6	62 円	7 円	13 円	19 円	1 日につき 3 回限度
かかりつけ医連携薬剤調整 加算(Ⅰ)イ	140	1,463 円	147 円	293 円	439 円	1 回につき(1 人につき 1 回が限度)
かかりつけ医連携薬剤調整 加算(Ⅰ)ロ	70	732 円	74 円	146 円	220 円	1 回につき(1 人につき 1 回が限度)
かかりつけ医連携薬剤調整 加算(Ⅱ)	240	2,508 円	251 円	502 円	753 円	1 回につき(1 人につき 1 回が限度)
かかりつけ医連携薬剤調整 加算(Ⅲ)	100	1,045 円	105 円	209 円	314 円	1 回につき(1 人につき 1 回が限度)
緊急時施設療養費【緊急時治 療管理】	518	5,413 円	542 円	1,083 円	1,624 円	1 日につき(1 月に 1 回、 連続する 3 日を限度)
緊急時施設療養費【特定治療】	所定単位	単位数×10	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	

所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239	2,497 円	250 円	500 円	750 円	1日につき（1月に1回 連続する7日を限度）
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480	5,016 円	502 円	1,004 円	1,505 円	1日につき（1月に1回 連続する10日限度）
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	31 円	4 円	7 円	10 円	1日につき
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	41 円	5 円	9 円	13 円	1日につき
認知症チームケア推進加算 （Ⅰ）	150	1,567 円	157 円	314 円	471 円	1月につき
認知症チームケア推進加算 （Ⅱ）	120	1,254 円	126 円	251 円	377 円	1月につき
認知症行動・心理症状緊急対 応加算	200	2,090 円	209 円	418 円	627 円	1日につき
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算（Ⅰ）	53	553 円	56 円	111 円	166 円	1月につき
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算（Ⅱ）	33	344 円	35 円	69 円	104 円	1月につき
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3	31 円	4 円	7 円	10 円	1月につき
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13	135 円	14 円	27 円	41 円	1月につき
排せつ支援加算（Ⅰ）	10	104 円	11 円	21 円	32 円	1月につき
排せつ支援加算（Ⅱ）	15	156 円	16 円	32 円	47 円	1月につき
排せつ支援加算（Ⅲ）	20	209 円	21 円	42 円	63 円	1月につき
自立支援促進加算	300	3,135 円	314 円	627 円	941 円	1月につき
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40	418 円	42 円	84 円	126 円	1月につき
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60	627 円	63 円	126 円	189 円	1月につき
安全対策体制加算	20	209 円	21 円	42 円	63 円	入所初日のみ
高齢者施設等感染対策向上加 算（Ⅰ）	10	104 円	11 円	21 円	32 円	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加 算（Ⅱ）	5	52 円	6 円	11 円	16 円	1月につき
新興感染症等施設療養費	240	2,508 円	251 円	502 円	753 円	1日につき（1月に1 回、連続5日限度）
生産性向上推進体制加算 （Ⅰ）	100	1,045 円	105 円	209 円	314 円	1月につき
生産性向上推進体制加算 （Ⅱ）	10	104 円	11 円	21 円	32 円	1月につき
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	229 円	23 円	46 円	69 円	1日につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	188 円	19 円	38 円	57 円	1日につき
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	62 円	7 円	13 円	19 円	1日につき

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 75/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数(所定単位数) (R6 年 6 月 1 日以降)
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 71/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数(所定単位数) (R6 年 6 月 1 日以降)
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 54/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数(所定単位数) (R6 年 6 月 1 日以降)
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 44/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数(所定単位数) (R6 年 6 月 1 日以降)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(1)	所定単位数の 67/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数(所定単位数) (R6 年 6 月 1 日以降)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(2)	所定単位数の 65/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数(所定単位数) (R6 年 6 月 1 日以降)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(3)	所定単位数の 63/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数(所定単位数) (R6 年 6 月 1 日以降)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(4)	所定単位数の 61/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数(所定単位数) (R6 年 6 月 1 日以降)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(5)	所定単位数の 57/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数(所定単位数) (R6 年 6 月 1 日以降)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(6)	所定単位数の 53/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数(所定単位数) (R6 年 6 月 1 日以降)

介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(7)	所定単位数の 52/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数（所定単位数） (R6 年 6 月 1 日以降)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(8)	所定単位数の 46/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数（所定単位数） (R6 年 6 月 1 日以降)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(9)	所定単位数の 48/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数（所定単位数） (R6 年 6 月 1 日以降)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(10)	所定単位数の 44/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数（所定単位数） (R6 年 6 月 1 日以降)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(11)	所定単位数の 36/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数（所定単位数） (R6 年 6 月 1 日以降)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(12)	所定単位数の 40/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数（所定単位数） (R6 年 6 月 1 日以降)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(13)	所定単位数の 31/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数（所定単位数） (R6 年 6 月 1 日以降)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(14)	所定単位数の 23/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算減算を加えた総単 位数（所定単位数） (R6 年 6 月 1 日以降)

※ 夜勤職員配置加算は、夜間および深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に、算定します。

※ 短期集中リハビリテーション実施加算は、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が入所した日から 3 月間に 20 分以上の個別リハビリテーションを 1 週におおむね 3 日以上実施した場合、かつ、原則として入所時及び 1 月に 1 回以上 ADL 等の評価を行い、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーション計画を見直している場合に、算定します。

- ※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算は、認知症であってリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した入所者について、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が入所した日から３月間に、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等のプログラムを週３日実施した場合、かつ、入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、生活環境を踏まえたりハビリテーション計画作成をしている場合に、算定します。
- ※ 認知症ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者に対してサービスを提供した場合に、算定します。
- ※ 若年性認知症入所者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の入所者を対象に介護保健施設サービスを行った場合に、算定します。
- ※ ターミナルケア加算は、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、他職種共同にて入所者の状態又は家族の求め等に応じて、随時本人又は家族に十分な説明を行い、合意を取りながらその人らしさを尊重した看取りケアを実施した場合に、算定します。
- ※ 特別療養費は、入所者に対して指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として感染対策や褥瘡対策等厚生労働大臣が定めるものを実施した場合に、算定します。
- ※ 療養体制維持特別加算は、厚生労働大臣が定める施設の基準に適合しているものとして届け出ている場合に、算定します。
- ※ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算は、厚生労働大臣が定める入所者の割合や人員基準等に適合するものとして届け出ている場合に、算定します。
- ※ 初期加算は、当施設に入所した日から30日以内の期間について、かつ、地域医療情報連携ネットワーク等のシステムや急性期病床を持つ医療機関への空床情報の定期的な情報提供等を行い、入院日から30日以内に退院した者を受け入れた場合に、算定します。
- ※ 退所時栄養情報連携加算は、居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算定します。
- ※ 再入所時栄養連携加算は、当施設に入所していた者が退所し病院又は診療所に入院後、再度当施設に入所する際、当初に入所していた時と再入所時で栄養管理が異なる場合に、当施設の管理栄養士が入院先の病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に、算定します。
- ※ 入所前後訪問指導加算は、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に、算定します。
- ※ 試行的退所時指導加算は、退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者を試行的に居宅に退所させる場合に、その試行的退所時に入所者及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、最初の試行的退所から3月の間1月一回を限度として算定します。
- ※ 退所時情報提供加算は、居宅又は他の社会福祉施設等へ退所する場合は退所後の主治の医師に対し、入所者が退所して医療機関に入院する場合は当該医療機関に対し、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に算定します。
- ※ 入退所前連携加算は、入所者が退所後に希望する居宅介護支援事業所と連携し入所者の同意を得て、退所後のサービス方針を定めたり、必要な情報提供を行い退所後のサービス利用に関する調整を行う場合に、算定します。

- ※ 訪問看護指示加算は、入所者の退所時に当施設の医師が診療に基づき、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の必要性を認め、入所者が選定する訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対して、入所者の同意を得て訪問看護指示書を交付した場合に、算定します。
- ※ 協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は場合に算定します。
- ※ 栄養マネジメント強化加算は、低栄養状態又はそのおそれのある入所者に対して、他職種共同で栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養管理を行うとともに、その他の入所者に対しても食事の観察を行い、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に、算定します。
- ※ 経口移行加算は、医師の指示に基づき他職種共同にて、現在経管による食事摂取をしている入所者ごとに経口移行計画を作成し、それに基づき管理栄養士等による支援が行われた場合に、算定します。
- ※ 経口維持加算は、現在食事を経口摂取しているが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき他職種共同にて食事観察及び会議を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、それに基づき、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行っている場合に、算定します。
- ※ 口腔衛生管理加算は、歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行い、当該入所者に係る口腔衛生等の管理の具体的な技術的助言及び指導等を介護職員に行っている場合に、算定します。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に、算定します。
- ※ 在宅復帰支援機能加算は、入所者の家族と連絡調整を行い、入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている場合に、算定します。
- ※ かかりつけ医連携薬剤調整加算は、当施設の医師又は薬剤師が高齢者の薬物療養に関する研修を受講し、入所中に服薬薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行い、さらに、入所者の処方内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、多職種で確認を行い、退所時に入所者の主治医に情報提供を行った場合等に、算定します。
- ※ 緊急時施設療養費は、利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむをえない事情により行われる医療行為が発生した場合に、算定します。
- ※ 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に、治療管理として投薬、検査、注射、処置等をおこなった場合に連続する10日間を限度として算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に、算定します。
- ※ 認知症チームケア推進加算は、認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有したうえで介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。）を提供した場合に算定します。認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に施設サービスを利用することが適当であると判断した入所者に対し、サービスを提供した場合に、算定します。

- ※ リハビリテーションマネジメント計画書情報提供加算は、入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用し、かつ、口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定し、リハビリテーション実施計画等の内容について、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種間で一体的に共有し、リハビリテーション計画の見直しを行い、関係職種間で共有する場合に、算定します。
- ※ 褥瘡マネジメント加算は、入所者ごとに褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づく褥瘡管理を行うとともに、そのケアの内容や状態を記録している場合に、算定します。
- ※ 排せつ支援加算は、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同にて、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に、算定します。
- ※ 自立支援促進加算は、医師が入所者ごとに自立支援に係る医学的評価を行い、自立支援の促進が必要であると判断された入所者ごとに多職種共同で支援計画を作成し、これに基づくケアを実施した場合に、算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ 安全対策体制加算は、事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置するなど組織的な安全対策体制が整備されている場合に、算定します。
- ※ 高齢者施設等感染対策向上加算は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している場合に算定します。
- ※ 新興感染症等施設療養費は、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当施設が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合に、算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。
- ※ 地域区分別の単価(5 級地 10.45 円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法廷代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(4) その他の料金

	項目	内容	利用料金
1	教養娯楽代	レクリエーション、クラブ活動参加費としての材料費等	200 円／日

2	理美容代	理容・美容サービス料	実費（2,600円）
3	その他の日用品代	日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で、入所者に負担していただくことが適当であるものに係る費用	200円／日
4	テレビ代	テレビを視聴希望された場合	100円／日
5	電気使用料	持ち込み電機機器を使用される場合の電気使用料	25円／日（税込）
6	洗濯代	諸事情によりご家族様が洗濯物を取りに来ることができず、当施設に洗濯依頼をした場合にお支払いいただきます。	500円（1,2kg）
7	インフルエンザ予防接種代	インフルエンザ予防接種を受けられた場合に料金をお支払いいただきます※任意接種	実費（1,500円程度）
8	喫茶コーナーコーヒー代	当施設にてコーヒーを提供した場合にお支払いいただきます。	1杯 120円
9	証明書	各証明書を発行した場合にお支払いいただきます。	540円／回
10	診断書Ⅰ	所定の診断書を発行した場合にお支払いいただきます。	3,240円／回
11	診断書Ⅱ	所定の診断書を発行した場合にお支払いいただきます。	5,400円／回
12	死亡診断書	死亡診断書を発行した場合にお支払いいただきます。	16,200円
13	死後処置料	死後の処置を行った場合にお支払いいただきます。	16,200円
14	エンゼルセット	合掌セット等をご希望された場合にお支払いいただきます。	1,200円

※上記金額は全て税込

※ その他の日用品代の内訳：バスタオル（入浴）、フェイスタオル、おしぼり、洗顔石鹸、ウェットティッシュ、保湿剤（入浴後使用）、マウスウォッシュ等

※ 教養娯楽代の内容・内訳：書道、茶道、美術品等に係る材料費及び文具等

7. 利用料等のお支払い方法

- ・毎月10日前後に前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払い下さい。
お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払方法は、郵便局での自動振替、郵便局での払込（手数料が掛かる場合があります）、現金払いによる方法があります。（郵便払込の用紙は請求書と同封させていただきます。）
- ・利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

8. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入所者及びその家族の希望により下記の協力医療機関において、診療・治療等を受けることができます。ただし、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、下記の医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

【協力医療機関】 天の川病院（内科・外科）	所在地 枚方市宮之阪2丁目20-1 電話番号 072-847-2606
【協力医療機関】 向山病院（外科・内科）	所在地 枚方市招堤元町1丁目36番6号 電話番号 072-855-1246
【協力医療機関】 中村病院（外科・内科）	所在地 枚方市長尾播磨谷1-2834-5 電話番号 072-868-2071
【協力医療機関】 枚方公済病院（内科・外科）	所在地 枚方市藤阪東町1丁目2番1号 電話番号 072-858-8233
【協力医療機関】 坂野病院（外科・内科）	所在地 枚方市中宮本町4番5号 電話番号 072-848-2000
【協力歯科医療機関】 坂井歯科医院	所在地 寝屋川市香里南之町14-9 彩テラス2階 電話番号 072-834-6480

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が満了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入所者に退所していただくことになります。

- ①入所者が死亡した場合。
- ②要介護認定により入所者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合。
- ③施設の運営法人が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ④施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥入所者が病院、介護老人福祉施設もしくは介護医療院に入所もしくは入院した場合。
- ⑦入所者及びその家族から退所の申し出があった場合。
- ⑧以下の理由により施設から入所者に対して退所の申し出を行った場合。
 - ・入所者が、契約期間内にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の報告を行い、その結果本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合。
 - ・サービス利用料金等の支払いが2ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。

- ・入所者が故意又は過失により事業者もしくはサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合。
- ・入所者が自傷行為や自殺のおそれが極めて高く施設においてこれを防止できない場合及び入所者が法令違反その他秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合。

10. 入所者が外泊された場合の取り扱いについて

外泊中は居住費等を徴収します。ただし、あらかじめ入所者の同意を得て、外泊中にベッドを（介護予防）短期入所療養介護に利用する場合は、当該入所者から徴収せず、（介護予防）短期入所療養介護利用者より短期入所の滞在費等を徴収します。

11. 円滑な退所のための援助について

入所者が当施設を退所する場合には、入所者及びその家族の希望により、施設は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者及びその家族に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護療養型医療施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業所の紹介
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービス事業者の紹介
- ・サービス終了後の相談窓口について

当施設における相談窓口担当者・職種	担当者氏名：小西まゆみ・掛井 恵美 職種（介護支援専門員）
	担当者氏名：津國 美恵 職種（支援相談員）
	電話番号：072-857-2525

12. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により入所者に生じた損害については、施設はその責任の範囲においてその損害を賠償します。ただし、その損害の発生については、入所者が故意または過失が認められる場合には、その程度に応じて施設の損害賠償責任は軽減されます。

13. 高齢者虐待防止について

当施設は、入所者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	（職・氏名）介護部長 眞屋 厚史
-------------	------------------

②苦情解決体制を整備しています。

③従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修を実施しています。

④従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

⑤サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

1 4. 非常災害対策について

- ①当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取組みを行います

災害対策に関する担当者（防火管理者）	（職・氏名）介護部長 眞屋 厚史
--------------------	------------------

- ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知します。
- ③定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む）を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回）

1 5. 事故発生の防止及び事故発生時の対応について

- ①事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針（マニュアル）を整備します。
- ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- ③事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- ④施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ⑤施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- ⑥施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 枚方市健康福祉部 福祉指導監査課	所在地 枚方市大垣内町2丁目1-20 電話番号 072-841-1468（直通） ファックス番号 072-841-1322 受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）
--------------------------------------	--

なお、当施設は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
	加入保険名	公益社団法人全国老人保健施設協会 正会員用団体保険
	補償の概要	介護老人保健施設（被保険者）が行う業務に起因する事故によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、それによって被る損害賠償や各種費用を支払う保険

1 6. 緊急時の対応について

当施設において、サービス提供を行っている際に入所者に病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。また、事故が発生した場合においては保険者及び入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

1 7. 衛生管理等について

- ①施設の用に供する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- ②施設において感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

18. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 入所者及びその家族に関する秘密の保持について	① 施設は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 施設及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た入所者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 施設は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 施設は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いませぬ。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入所者家族の個人情報を用いませぬ。 ② 施設は、入所者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 施設が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担となります。）

19. 記録の整備について

- ①当施設は、各サービス、従業者、会計等に関する諸記録を整備します。入所者に関する諸記録については、サービス提供を行った日から最低5年間は保管管理します。
- ②入所者及びその家族は、施設に対して保管しているサービス提供記録等の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物の請求を行う場合は、有料です。）

20. 身体拘束等について

当施設は、身体拘束廃止委員会を設置しています。原則として入所者に対して身体拘束等を行いません。ただし、入所者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶため、緊急やむを得ない場合には、入所者及びその家族等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げる事項に留意し、必要最小限の範囲で行うことがあります。身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。

- ①「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録します。
 - (1) 切迫性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
 - (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
 - (3) 一時性・・・入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。
- ②入所者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討します。
- ③身体拘束の解除（改善方法）、期間の見直し等について、最大1月に1回は検討を行い、入所者又はその家族に説明を行い、同意を得ます。

21. 褥瘡防止について

当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

22. 相談・苦情窓口について

①苦情処理の体制及び手順

・提供したサービスにかかる入所者及びその家族からの相談又は苦情を受け付けるための窓口を設置していますので、当施設の提供する入所サービスに対しての要望又は苦情等について、苦情受付担当者（介護支援専門員、支援相談員）又は第三者委員に申し出ることができます。

備え付けの用紙に、管理者（苦情処理責任者）宛ての文書を所定の場所に設置している「ご意見箱」に投函して申し出ることもできます。

・相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制手順は以下のとおりです。

- 1、苦情の内容の確認
- 2、苦情申出人の希望等
- 3、第三者委員への報告の可否
- 4、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち合いの可否
- 5、3及び4が不要な場合、苦情申出人と苦情解決者との話し合いによる解決を図ります。

②相談・苦情の窓口

【事業者の窓口】 社会福祉法人希望会 枚方老人保健施設 のぞみ	所在地	大阪府枚方市田口山1丁目7番1号
	担当者	支援相談員 津國 美恵・掛井 恵美
	電話番号	072-857-2525
	ファックス番号	072-857-0180
	受付時間	9:00～17:45

【市町村（保険者）の窓口】 枚方市健康福祉部 介護認定給付課	所在地 枚方市大垣内町2丁目1-20 電話番号 072-841-1460（直通） ファックス番号 072-844-0315 受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）
【第三者委員】	担当者 坂田 貴美子 電話番号 072-859-0145 受付時間 10：00～17：00 担当者 矢野 恵子 電話番号 072-834-8008 受付時間 10：00～17：00 ※年末年始（12/30～1/3）、土・日・祝・祭日は休止

23. その他施設サービス利用における留意事項について

- ①面会については、原則9：00～17：45とします。
- ②消灯時間は、21：00とします。
- ③外出及び外泊を希望される場合は、所定用紙で届け出てください。
- ④喫煙については、施設内禁煙。玄関前に灰皿を置いていますので所定の場所で喫煙願います。
- ⑤火気の取り扱いについては、防火管理上使用を禁止します。
- ⑥設備及び備品の使用については、使用法に従って使用してください。
- ⑦金銭及び貴重品については、盗難、紛失の際、当施設では一切の責任を負えませんので持ち込まないでください。
- ⑧ペットの持ち込みは、衛生管理上お断りします。
- ⑨入所者の営利行為及び宗教の勧誘及び特定の政治活動は行わないでください。
- ⑩他入所者への迷惑行為は行わないでください。